

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和3年2月12日

奈良県知事 荒井 正 吾

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件名

軽症者療養施設（第1棟）の運営に係る労働者（看護師）派遣

2 業務の内容（詳細は仕様書によります。）

- ・ 宿泊療養者の入所及び退所対応並びに当該対応時等に発生する廃棄物の処分
- ・ 宿泊療養者の健康観察
- ・ 宿泊療養者の状態変化時の対応
- ・ 宿泊療養施設者が利用した後のエレベーター等の消毒
- ・ 衛生資材の在庫管理 等

3 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

ただし、新型コロナウイルス感染症が収束する等により、当該療養施設の運営を終了する場合等においては、契約期間を変更することがある。その場合、原則として、奈良県は、変更後となる契約終了日の属する月の前月の10日までに派遣元事業主に申し出るものとする。

4 履行場所

奈良県新型コロナウイルス感染症軽症者療養施設（第1棟 ホテル東横INN奈良新大宮駅前）（奈良県奈良市芝辻町4丁目3-2）

5 入札方法

入札は、業務実施にかかる金額の総額（派遣料金、通勤交通費）で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(4)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目：Q7「諸サービス」を主たる業務で登録している者であること。
- (4) 公告日から過去5年間に於いて、国又は地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。）と看護師等（保健師、助産師、看護師、准看護師をいう。）の労働者派遣契約を締結し、誠実に履行した実績がある者であること。

第3 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課医師・看護師確保対策室看護師対策係
(県庁主棟3階)

電話番号 0742-27-8655 (ダイヤルイン)

2 入札説明書の交付方法等

(1) 交付方法

奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課医師・看護師確保対策室のホームページからのダウンロード

(2) 交付期間

公告の日から令和3年3月8日(月) 午前10時まで

3 入札説明会

実施しません。

4 入札書の提出方法及び開札の日時

(1) 入札書の提出方法 入札書は書留郵便により提出すること。二重封筒とし、表封筒に「軽症者療養施設(第1棟)の運営に係る労働者(看護師)派遣に係る入札書在中」と朱書きして、1に示す場所に(2)に示す日時までに到着するように投函してください。中封筒の封緘・記載方法については、入札説明書のとおりです。

(2) 日時 令和3年3月8日(月) 午後4時

5 入札の無効

この公告に示した参加資格が備わっていない者が行った入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

第4 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは免除します。

4 入札者に要求される事項

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、令和3年2月19日(金)午後5時までに第2の(4)を証明する書類を第3の1に示す場所に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(2) (1)の書類を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について8の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、8の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

10 予算成立前の入札事務に係る留意事項

本業務の実施については2月補正予算成立を条件としているため、予算成立状況により、予算額を減額した上での契約若しくは契約を行わない場合があります。なお、この場合においても、入札等に要した費用を請求することはできません。

11 その他

詳細は、入札説明書によります。